

## 見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

平成26年12月26日

全国健康保険協会広島支部

支部長 向井一誠

### 1. 調達内容

#### (1) 件名

労働局等との連携による要請文書作成及び封入業務

#### (2) 調達物の仕様、数量等

仕様書による。

#### (3) 納品期限

平成27年1月23日（金）

#### (4) 納品場所

広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2階  
全国健康保険協会広島支部

#### (5) 見積競争方法

見積金額は、調達物品本体価格のほか、納品場所への納品を行うための一切の諸経費を含めた額の総価とする。見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。なお、見積書に記載された金額をもって落札判定を行うので、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額（税抜額）を見積書に記載すること。

#### (6) 競争参加資格

①全国健康保険協会会計細則第25条及び第26条に該当しないものであること。

②平成25・26・27年度厚生労働省参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造」

または「役務の提供等」において、A、B、C、又はD等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。（見積書提出時に、上記参加資格を有する証明書を合わせて提出すること。）

## 2. 見積書の提出場所等

### (1) 見積書の提出場所

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2階  
全国健康保険協会広島支部 企画総務グループ 高島  
電話 082-568-1014

### (2) 仕様書配布及び仕様書の内容に関する問い合わせ先

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2階  
全国健康保険協会広島支部 保健グループ 北村  
電話 082-568-1032

### (3) 見積書提出期限

日 時 平成27年1月8日(木) 午前10時

## 3. その他

- (1) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し代表者印を押印し、全国健康保険協会広島支部宛てに郵送または窓口にて提出すること。記載漏れ、押印漏れ及び判読できないものは無効とする。(見積書は任意の様式で可)
- (2) 提出後の見積書の差替え、変更又は取り消しをすることはできない。
- (3) 同額の最低価格を提出した者が2名以上あった場合は、当支部が指定する日時場所において当該見積参加者によるくじ引きにより業者を決定する。ただし、当該見積参加者が直接くじを引くことができない場合は、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (4) 見積競争の結果、契約の相手方に決定した者には、後日電話で連絡することとする。
- (5) 本仕様書の内容(校正原稿作成、原稿の変更等)にかかる全てを経費として見込むこと。原稿提供イラストはイメージ図であり、イラストは受託業者で候補を作成し、協会の承認を得ること。
  - ①協会は著作権上の責任を負わないため、留意してイラストを作成のこと
  - ②イラスト作成費用も見積に経費として見込むこと
  - ③イラストの著作権は全国健康保険協会に帰属する
- (6) 仕様書に記載されていない判断等を要する事項については、その都度担当と協議すること。

全国健康保険協会会計細則

(競争に参加させることができない者)

第25条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。

(競争に参加させないことができる者)

第26条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
  - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。